

国連子どもの権利委員会

日本の第 4、5 回合併定期報告書に関する総括所見*

[日本語抄訳]

I. 序 論

1. [子どもの権利]委員会は、2019 年 1 月 16 日および 17 日に開かれた第 2346 回および第 2347 回会合(CRC/C/SR.2346 及び 2347 参照)において、日本の第 4 回・第 5 回合併定期報告書(CRC/C/JPN/4-5)を検討し、2019 年 2 月 1 日に開かれた第 2370 回会合においてこの最終見解を採択した。

2. 委員会は、締約国[日本]における子どもの権利状況についてよりよく理解させてくれた、締約国の第 4 回・第 5 回合併定期報告書および求釈明書に対する文書回答(CRC/C/JPN/Q/4-5/Add.1)の提出を歓迎する。委員会は、締約国の多部門から成る代表団との間に持たれた建設的対話に、評価の意を表する。

II. 締約国によってとられた前回の勧告への対応および達成された進展

3. 委員会は、女性および男性の双方について最低婚姻年齢を 18 歳と定めた 2018 年の民法改正、2017 年の刑法改正、2016 年の児童福祉法改正、および、児童ポルノの所持を犯罪化することになった児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の改正を含む、締約国がさまざまな分野で達成した進展を歓迎する。委員会はまた、子供・若者育成支援推進大綱(2016 年)、第 4 次青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(2018 年)および子供の貧困対策に関する大綱(2014 年)のような、前回の審査以降に子どもの権利に関連してとられた制度的および政策的な措置も歓迎する。

* 委員会の第 80 セッション(2019 年 1 月 14 日～2 月 1 日)で採択された。

Ⅲ. 主要な懸念の領域および勧告

4. 委員会は、締約国に、[子どもの権利]条約に盛り込まれたすべての権利が不可分かつ相互依存していることを締約国が想起するよう求め、この最終見解に含まれているすべての勧告の重要性を強調する。委員会は、緊急に処置が講じられなければならない以下の諸分野に関わる勧告について、締約国の注意を喚起したい：差別の禁止(18 段落)、子どもの意見の尊重(22 段落)、体罰(26 段落)、家庭環境を奪われた子どもたち(29 段落)、生殖に関する健康および精神保健(35 段落)ならびに少年司法(45 段落)である。

5. 委員会は、締約国が、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施過程全体を通じ、条約およびその選択議定書にしたがって、子どもの権利の実現を保障するよう勧告する。委員会はまた、締約国に対し、17 の目標の達成を目的とする政策およびプログラムの立案および実施において、それが子どもたちに関することであるかぎり、子どもたちに意味ある参加を保障することを、強く求める。

C. 一般原則（条約第 2 条、第 3 条、第 6 条および第 12 条）

差別の禁止

17. 委員会は、非婚の両親から生まれた子どもたちに同一の相続分を認めた「民法の一部を改正する法律」の修正（2013 年）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の採択（2016 年）、および、審査の際に言及された意識啓発活動に留意する。委員会はまた、強姦罪の構成要件を見直し、男子にも保護を与えた刑法改正（2017 年）も歓迎するものである。しかしながら、委員会は以下について依然として懸念している：

- a) 包括的な反差別法が存在しないこと。
- b) 非婚の両親から生まれた子どもたちの非嫡出性に関する、とくに出生届に関係した戸籍法の差別的規定が部分的に維持されていること。

c) 周縁化されたさまざまな集団の子どもたちに対する社会的差別が根強く残っていること。

18. 委員会は、締約国に対し、以下について強く要求する：

- a) 包括的な反差別法を制定すること。
- b) 非婚の両親から生まれた子どもたちの地位に関連する規定を含め、理由の如何を問わず子どもを差別しているすべての規定を撤廃すること。
- c) とくに、アイヌ人たちを含む民族的少数者、同和地区の子どもたち、韓国/朝鮮人のような日本人以外の出自の子どもたち、移民労働者の子どもたち、LGBTI の子どもたち、婚外子および障害のある子どもたちに対して現実に行なわれている差別を減少させかつ予防するための、意識啓発プログラム、広報宣伝活動および人権教育を含む政策を強化すること。

子どもの最善の利益

19. 委員会は、子どもの最善の利益を第一義的に考慮に入れさせるという子どもの権利が、とくに教育・代替的養護・家族紛争・および少年司法において適切に統合されておらず、一貫して解釈され適用されておらず、そして、司法・行政・および立法機関が、子どもたちに関係したすべての決定において子どもの最善の利益を考慮しているわけではないことに留意する。子どもの最善の利益を第一義的に考慮に入れさせる子どもの権利についての一般的意見 14 号(2013 年)を参照しつつ、委員会は、締約国が、子どもに関連するすべての法律および政策の影響評価を事前ならびに事後に実施する手続を義務化する手続を確立するよう勧告する。委員会はまた、子どもに関わる個別の事案について、子どもの最善の利益についての評価を、多分野から成るチームによって、子ども本人の参加を義務付けて常に行なうことも勧告する。

生命、生存および発達に対する権利

20. 委員会は、前回の勧告（42 段落）を想起し、締約国に対し、以下を強く要求する：

- a) 子どもたちが、社会の競争的性質によって子ども時代および発達を害されることなく子ども時代を享受できることを保障する処置をとること。
- b) 子どもたちの自殺の根本原因に関する調査研究を行ない、予防処置を実施し、かつ、学校にソーシャルワーカーおよび心理相談サービスを配置すること。
- c) 子どもたちの施設が適切な最低安全基準を守ることを保障するとともに、子どもたちに関わる不慮の死亡または重傷事案について、自動的に・独立し・かつ公的な検証を導入すること。
- d) 交通・学校・および家庭内の事故を予防するための的を射た処置を強化し、交通安全・安全および応急手当の提供・ならびに小児緊急ケアの拡大を保障する処置を含む適切な対応を保障すること。

子どもの意見の尊重

2 1. 2016 年の児童福祉法改正が子どもの意見の尊重に言及していること、および、家事事件手続法が諸手続における子どもの参加に関わる諸規定を統合していることには留意しながらも、委員会は、彼ら/彼女らに影響を及ぼすあらゆる事柄について自由に意見を表明する子どもの権利が尊重されていないことを依然として深刻に懸念する。

2 2. 意見を聴かれる子どもの権利についての一般意見 12 号(2009 年) を参照しながら、委員会は、締約国に対し、子どもへの脅迫および処罰を防止する安全策を講じつつ、意見をもてるいかなる子どもに対しても、年齢制限を設けることなく、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に意見を表明する権利を保障し、かつ、子どもの意見に相応の重要性が与えられることを保障するよう強く要求する。委員会はさらに、締約国が、意見を聴かれる権利を子どもが行使できる環境を提供し、そして、家庭・学校・代替的養護および保健医療の現場、子どもに関わる司法および行政手続・ならびに地域共同体において、環境問題を含むすべての関係ある問題に関し、すべての子どもが有意義に、かつ力を与えられながら参加することを積極的に促進するよう、勧告する。

D. 市民的権利および自由（第7条、第8条および第13～17条）

出生登録および国籍

23. 持続可能な開発目標のターゲット16.9に留意しつつ、委員会は、締約国に以下を勧告する：

- a) 両親の国籍を取得できない子どもたちに対しても出生時に自動的に国籍を付与するため国籍法第2条(3)の適用範囲を拡大することを検討するとともに、非正規移住者の子どもたちを含む締約国に暮らすすべての子どもたちが適正に登録され、かつ法律上の無国籍から保護されることを保障するため、国籍および市民権に関わるその他の法律を見直すこと。
- b) 亡命希望者である子どもたちのように、登録されていないすべての子どもたちが教育・保健・その他の社会サービスを受けられるよう保障するために、必要かつ前向きな処置をとること。
- c) 無国籍の子どもたちを正しく特定しかつ保護するため、無国籍を認定する手続を開発すること。
- d) 無国籍者の地位に関する1954年条約、および無国籍の削減に関する1961年条約の批准を検討すること。

E. 子どもたちに対する暴力(第19条、第24条(3)、第28条(2)、第34条、第37条(a)および第39条)

虐待、ネグレクトおよび性的搾取

24. 委員会は、性的虐待被害者のためのワンストップセンターを各都道府県に設置し、刑法改正(18歳未満を監護する者による性交および猥褻行為に関わる罪を新設した第179条)を歓迎する。しかしながら委員会は、あらゆる形態の暴力からの自由に対する子どもの権利についての委員会の一般的意見13号(2011年)を参照し、かつ持続可能な開発目標のターゲット16.2に留意しつつ、子どもたちへの暴力・性的虐待・および搾取が高い水準で発生していることを懸念し、締約国が、子どもたちに対するあらゆる形態の暴力の撤廃に優先的に取り組むこと、

かつ以下のことを勧告する：

(a) 学校におけるものも含む虐待および性的搾取の被害児を対象とし、被害児に特有のニーズについて訓練を受けた職員によって支えられる、通報・苦情申立ておよび紹介のための子どもにやさしい機構の設置を速やかに進めること。

(b) これらの事件を捜査し、かつ加害者を裁判にかける努力を強化すること。

(c) 性的搾取および虐待の被害児が汚名を着せられることと闘うための意識啓発活動を実施すること。

(d) 児童虐待を予防しこれと闘い、かつ被害児の回復と社会的再統合を図るための包括戦略を策定するために、子どもたちが関与する教育プログラムを強化すること。

体罰

25. 委員会は、学校における体罰が法律で禁じられていることに留意する。しかしながら、委員会は以下のことを深刻に懸念する：

(a) 学校における禁止が実効的に実行されていないこと。

(b) 家庭および代替的養育の現場における体罰が法律で全面的に禁じられていないこと。

(c) とくに民法および児童虐待防止法が適切な懲戒の使用を認めており、体罰の許容性については明確でないこと。

26. 委員会は、体罰に関する一般的意見8号(2006年)を参照しつつ、委員会の前回の総括的勧告(48段落)を想起し、締約国に対し、以下について強く要求する：

(a) 家庭、代替的養護および保育の現場ならびに刑事施設を含むあらゆる場面におけるあらゆる体罰を、いかに軽いものであっても、とくに児童虐待防止法および民法において、明示的かつ全面的に禁止すること。

(b) あらゆる現場で実際に体罰を解消するための措置を強化すること。これには、意識啓発広報活動の強化や、積極的で、非暴力的かつ参加型の形態の子育てと躰の推進を含む。

F. 家庭環境および代替的養護(第 5 条、第 9~11 条、第 18 条(1)および(2)、第 20~21 条、第 25 条ならびに第 27 条(4))

家庭環境

27. 委員会は、締約国が、適切な人的・技術的・財政的裏づけのもとで、以下につき必要なあらゆる処置をとるよう勧告する：

(a) 家族を支援し強化すること。これには、仕事と家庭生活との適切な均衡がとれるよう取り計らう等の手段を含む。十分な社会的援助・心理社会的支援・相談業務を、これらが必要な家族に供与し、もって子どもの遺棄および施設措置を予防すること。

(b) 外国籍の親を含めて、子どもの最善の利益に合致する場合には、子どもたちの共同監護権を許容するため離婚後の親子関係を規定する法律を改正するとともに、非同居親との個人的関係および直接の交流を維持する子どもの権利が定期的に行使できることを保障すること。

(c) 例えば子どもの扶養費に関するような家事紛争における裁判所命令の法執行力を強化すること。

(d) 子およびその他の親族の扶養費の国際的回収に関する 2007 年 11 月 23 日のハーグ条約、扶養義務の準拠法に関する 2007 年 11 月 23 日のハーグ議定書、および、親責任および子の保護措置に関する管轄権、準拠法、承認、執行および協力に関する 1996 年 10 月 19 日のハーグ条約の批准を検討すること。

家庭環境を奪われた子どもたち

28. 委員会は、家庭を基盤とする養育の原則を導入した 2016 年の児童福祉法改正、および、6 歳未満の子どもは施設に措置されるべきではないとする「新しい社会的養育ビジョン」(2017 年)の承認に留意する。しかしながら、委員会は以下について深刻に懸念する：

(a) 多数の子どもたちが家族から引き剥がされているとの報告があり、その引き剥がしは司法令状のないままですることができ、しかも児童相談所に最大 2 ヶ月間収容されることになること。

(b) 多数の子どもたちが、不適切な水準にあり、児童虐待の事案が報告

されており、しかも外部による監督と評価の機構がない施設にいぜんとして収容されていること。

(c) 児童相談所にはより多くの子どもたちを取り込もうとする強力な財政的インセンティブがあると伝えられていること。

(d) 里親に包括的な支援、適切な訓練と監督が与えられていないこと、

(e) 施設措置された子供たちが、その生みの親との接触を維持する権利を剥奪されていること。

(f) 児童相談所は、子供の生みの親がその子どもを引き剥がすことに反対した際、もしくは児相の措置に関する決定が児童の最善の利益に反するとき、家庭裁判所にその事案を申し立てるよう明確に指示されていないこと。

29. 子どもの代替的養護に関する指針（[国連]総会決議 64/142 参照）に対して締約国の注意を喚起しつつ、委員会は、締約国に対し、以下を強く要求する：

(a) 子どもが家族から引き剥がされるべきか否かの決定に際して、義務的司法審査を導入し、子どもの引き剥がしについて明確な基準を設定し、そして子どもたちを親から引き剥がすのは、それを保護するため必要で子供の最善の利益にかなっていないときに、子供とその親を聴聞したあと、最後の手段としてのみなされることを保障すること。

b) 明確な日程表をもとにした「新しい社会的養育ビジョン」の迅速かつ効果的な執行、6歳未満の子どもを手始めとする子どもの速やかな脱施設化および里親機関の設置を保障すること。

(c) 児童相談所において子どもたちを一時保護するやり方を廃止すること。

(d) 代替的養護の現場における子どもの虐待を予防し、これらの虐待について捜査を行ない、かつ虐待を行なった者を訴追すること、里親養育および児童相談所のような施設状況における子どもの措置について独立した外部審査を定期的に行なうことを保障すること、ならびに、これらにおける養護の質について、子どもの不当な取扱いの通報・監視および是正のためすぐに使えて安全な通報先を提供する手段などによって、これを監視すること。

(e) 財源を施設から里親家族のような家族的環境に振り向け直すとともに、すべての里親家庭が包括的な支援・十分な研修および監視を受けることを確

保しながら、脱施設化を実行する自治体の能力を強化し、かつ同時に家庭を基盤とする養育体制を強化すること。

(f) 子どもの措置に関する実親の決定が子どもの最善の利益に反する場合には家庭裁判所に申立を行なうよう児童相談所に明確な指示を与えるため、里親委託ガイドラインを改正すること。

養子縁組

30. 委員会は、締約国に以下を勧告する：

(a) 養子となる子どもまたは保護者の直系卑属によるものを含むすべての養子縁組が裁判所による許可の対象とされ、かつ子どもの最善の利益にしたがって行なわれることを保障すること。

(b) 養子とされたすべての子どもを登記簿につけ、かつ国際養子縁組に関する中央当局を設置すること。

(c) 国際養子縁組についての子の保護および協力に関するハーグ第 33 号条約(1993 年) の批准を検討すること。

不法な移送および不返還

31. 委員会は、締約国が、子どもの不法な移送および不返還を予防しかつこれと闘い、国内法を国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年のハーグ条約と調和させ、かつ、子どもの返還および面会交流権に関する司法決定の適正かつ迅速な実施を確保するために、あらゆる必要な努力を行なうよう勧告する。委員会はさらに、締約国が、関連諸国、とくに締約国が監護または面会権に関する協定を締結している国々との対話および協議を強化するよう、勧告する。

I. 特別な保護処置(第 22 条、第 30 条、第 32~33 条、第 35~36 条、第 37 条(b)~(d)、第 38 条、第 39 条および第 40 条)

亡命希望、移住および難民の子どもたち

4 2. 国際移住という状況にある子どもたちの人権についての、すべての移住労働者およびその家族構成員の権利の保護に関する委員会の一般的意見 3 号および 4 号(2017 年) / 子どもの権利委員会の一般的意見 22 号および 23 号(2017 年)の合併一般的意見を参照しつつ、委員会は、前回の最終見解(第 78 段落)を想起し、締約国に以下を勧告する：

(a) その子どもたちに関連するすべての決定において子どもの最善の利益が最重要に考慮され、かつノンルフールマン原則が堅持されることを確保すること。

(b) 亡命希望者である親が収容され子どもたちから分離されることを防止するための法的枠組みを確立すること。

(c) [保護者に]伴われていないか養育者から分離された亡命希望ないしは移民の子どもを収容を予防し、このような子どもたち全員を入管収容施設から直ちに解放することを保障し、かつこれらの子どもたちに居住場所、適切な養護および教育機会を提供するために、公式な機構設置等も通じた処置を直ちにとること。

(d) 亡命希望者および難民とくにその子どもたちに対するヘイトスピーチに対抗するための広報活動を展開すること。

売買、取引および誘拐

4 3. 委員会は、締約国に以下を勧告する：

(a) 子どもの人身売買の加害者を裁判にかけるための努力を強化し、子ども的人身売買の罪に対する処罰を強化し、かつ罰金をもって刑に代えることを認めないこと。

(b) 人身売買被害を受けた子どもが適正に特定され、かつ行政に紹介されることを確保するため、被害者の調査検討を強化すること。

(c) 人身売買被害を受けた子どもに対する、住む場所ならびに身体的・心理的回復およびリハビリテーションのための子どもにやさしい包括的な援助を含む、特別な養護と援助の資源を増加させること。

少年司法の運営

4 4. 委員会は、再犯防止推進計画（2017 年）に留意する。しかしながら、委員会は以下について深刻に懸念する：

- (a) 「刑事処罰に関する最低年齢」が 16 歳から 14 歳に引き下げられたこと。
- (b) 弁護人をつける権利が制度的に実施されていないこと。
- (c) 重罪を犯した 16 歳を超える子どもたちが成人刑事裁判所に送致されることがあること。
- (d) 14~16 歳の子どもが矯正施設に拘禁されることがあること。
- (e) 「虞犯」少年とされた子どもたちがその自由を剥奪される場合があること。

4 5. 子どもたちに終身刑が科されており、かつ、仮釈放までに必要な最低期間よりも相当長く拘禁されるのが一般的である。

4 6. 委員会は、締約国に対し、少年司法制度を条約ならびにその他の関連基準に全面的にのっとったものとするを強く要求する。とくに委員会は、前回の最終見解（85 段落）を想起し、締約国に対し、以下を強く要求する：

- (a) 子どもが罪を犯す根本的諸原因について研究し、予防処置を緊急に実行すること。
- (b) 「刑事処罰に関する最低年齢」をふたたび 16 歳に戻すことを再検討する情報とするため、2000 年以降の子どもの犯罪の傾向を研究すること。
- (c) 法律に抵触した子どもたちに対し、手続の早い段階で、かつ法的手続全体を通じて、有資格者による独立の立場からの法的援助の提供を保障すること。
- (d) いかなる子どもも成人刑事裁判所による審理の対象とされないことを保障するとともに、刑法上の罪に問われた子どもたちの事件において、司法前処理・保護観察・調停・カウンセリング・または地域奉仕活動など、非司法的処置の利用を増やし、かつ可能な場合にはいつでも、拘禁によらない刑を宣告すること。
- (e) （審判前および審判後の）自由の剥奪が、最後の手段としてかつ可能

なもっとも短い期間で用いられ、かつ、その取消しを視野に入れて定期的に再審査されることを保障し、とりわけ、

(i) 「虞犯」少年認定について見直し、かつこのような子どもたちの拘禁を止めること。

(ii) 子どもたちが行なった犯罪について、終身刑および不定期刑を用いることを見直し、かつ、もっとも短い適切な期間のあいだ拘禁されることを保障するために、特別な仮釈放制度を適用すること。

子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する選択議定書についての委員会の前回の最終見解以降の対応

47. 子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する選択議定書に基づく締約国報告書についての2010年の委員会の勧告(CRC/C/OPSC/JPN/CO/1)を実施するために締約国が行なった努力には評価の意とともに留意しながらも、委員会は、締約国に以下の勧告をする：

(a) 明示的に性的な活動に従事する子どもたち、または主として子どもたちと描かれている者の画像および表現、または性的目的で子どもたちの性的部位を描いたあらゆる表現の製造・配布・発信・提供・販売・アクセス・閲覧・所持を犯罪化すること。

(b) 「女子高生サービス」や児童エロチカのような、児童買春および子どもたちの性的搾取を促進しまたはこれにつながる商業活動を禁止すること。

(c) 加害者の責任および被害児童の救済を保障するため、オンラインおよびオフラインにおける子どもたちの売買、児童買春および児童ポルノに関連する犯罪を捜査し、訴追しかつ処罰するための努力を強めること。

(d) 性的虐待および搾取の被害児童に焦点を当てた質が高く統合的なケアおよび援助を提供するため、ワンストップ危機センターへの資金および支援を引き続き増やすこと。

(e) 生徒・親・教員・および養護に従事する者を対象とした、新たな技術に関連するリスクおよび安全なインターネットの利用に関する、広報活動も含む意識啓発プログラムを強化すること。

(f) 子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する特別報告者が行な

った勧告（A/HRC/31/58/Add.1、74 段落）を実行すること。

武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書についての委員会の前回の総括所見以降の対応

48. 武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書に基づく締約国報告書についての 2010 年の委員会の勧告（CRC/C/OPAC/JPN/CO/1）を実行するために締約国が行なった努力には評価の意とともに留意しながらも、委員会は、締約国が、選択議定書の諸規定に関する日本の自衛隊を対象とした研修を、とくに自衛隊が国連平和維持活動に参加する際に、引き続き強化するための具体的処置をとるよう勧告する。

国連子どもの権利委員会

日本の第 4、5 回合併定期報告書に関する総括所見*

[日本語抄訳]

I. 序 論

1. [子どもの権利]委員会は、2019 年 1 月 16 日および 17 日に開かれた第 2346 回および第 2347 回会合(CRC/C/SR.2346 及び 2347 参照)において、日本の第 4 回・第 5 回合併定期報告書(CRC/C/JPN/4-5)を検討し、2019 年 2 月 1 日に開かれた第 2370 回会合においてこの最終見解を採択した。

2. 委員会は、締約国[日本]における子どもの権利状況についてよりよく理解させてくれた、締約国の第 4 回・第 5 回合併定期報告書および求釈明書に対する文書回答(CRC/C/JPN/Q/4-5/Add.1)の提出を歓迎する。委員会は、締約国の多部門から成る代表団との間に持たれた建設的対話に、評価の意を表する。

II. 締約国によってとられた前回の勧告への対応および達成された進展

3. 委員会は、女性および男性の双方について最低婚姻年齢を 18 歳と定めた 2018 年の民法改正、2017 年の刑法改正、2016 年の児童福祉法改正、および、児童ポルノの所持を犯罪化することになった児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の改正を含む、締約国がさまざまな分野で達成した進展を歓迎する。委員会はまた、子供・若者育成支援推進大綱(2016 年)、第 4 次青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(2018 年)および子供の貧困対策に関する大綱(2014 年)のような、前回の審査以降に子どもの権利に関連してとられた制度的および政策的な措置も歓迎する。

* 委員会の第 80 セッション(2019 年 1 月 14 日～2 月 1 日)で採択された。

Ⅲ. 主要な懸念の領域および勧告

4. 委員会は、締約国に、[子どもの権利]条約に盛り込まれたすべての権利が不可分かつ相互依存していることを締約国が想起するよう求め、この最終見解に含まれているすべての勧告の重要性を強調する。委員会は、緊急に処置が講じられなければならない以下の諸分野に関わる勧告について、締約国の注意を喚起したい：差別の禁止(18 段落)、子どもの意見の尊重(22 段落)、体罰(26 段落)、家庭環境を奪われた子どもたち(29 段落)、生殖に関する健康および精神保健(35 段落)ならびに少年司法(45 段落)である。

5. 委員会は、締約国が、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの実施過程全体を通じ、条約およびその選択議定書にしたがって、子どもの権利の実現を保障するよう勧告する。委員会はまた、締約国に対し、17 の目標の達成を目的とする政策およびプログラムの立案および実施において、それが子どもたちに関することであるかぎり、子どもたちに意味ある参加を保障することを、強く求める。

C. 一般原則（条約第 2 条、第 3 条、第 6 条および第 12 条）

差別の禁止

17. 委員会は、非婚の両親から生まれた子どもたちに同一の相続分を認めた「民法の一部を改正する法律」の修正（2013 年）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の採択（2016 年）、および、審査の際に言及された意識啓発活動に留意する。委員会はまた、強姦罪の構成要件を見直し、男子にも保護を与えた刑法改正（2017 年）も歓迎するものである。しかしながら、委員会は以下について依然として懸念している：

- a) 包括的な反差別法が存在しないこと。
- b) 非婚の両親から生まれた子どもたちの非嫡出性に関する、とくに出生届に関係した戸籍法の差別的規定が部分的に維持されていること。

c) 周縁化されたさまざまな集団の子どもたちに対する社会的差別が根強く残っていること。

18. 委員会は、締約国に対し、以下について強く要求する：

- a) 包括的な反差別法を制定すること。
- b) 非婚の両親から生まれた子どもたちの地位に関連する規定を含め、理由の如何を問わず子どもを差別しているすべての規定を撤廃すること。
- c) とくに、アイヌ人たちを含む民族的少数者、同和地区の子どもたち、韓国/朝鮮人のような日本人以外の出自の子どもたち、移民労働者の子どもたち、LGBTI の子どもたち、婚外子および障害のある子どもたちに対して現実に行なわれている差別を減少させかつ予防するための、意識啓発プログラム、広報宣伝活動および人権教育を含む政策を強化すること。

子どもの最善の利益

19. 委員会は、子どもの最善の利益を第一義的に考慮に入れさせるという子どもの権利が、とくに教育・代替的養護・家族紛争・および少年司法において適切に統合されておらず、一貫して解釈され適用されておらず、そして、司法・行政・および立法機関が、子どもたちに関係したすべての決定において子どもの最善の利益を考慮しているわけではないことに留意する。子どもの最善の利益を第一義的に考慮に入れさせる子どもの権利についての一般的意見 14 号(2013 年)を参照しつつ、委員会は、締約国が、子どもに関連するすべての法律および政策の影響評価を事前ならびに事後に実施する手続を義務化する手続を確立するよう勧告する。委員会はまた、子どもに関わる個別の事案について、子どもの最善の利益についての評価を、多分野から成るチームによって、子ども本人の参加を義務付けて常に行なうことも勧告する。

生命、生存および発達に対する権利

20. 委員会は、前回の勧告（42 段落）を想起し、締約国に対し、以下を強く要求する：

- a) 子どもたちが、社会の競争的性質によって子ども時代および発達を害されることなく子ども時代を享受できることを保障する処置をとること。
- b) 子どもたちの自殺の根本原因に関する調査研究を行ない、予防処置を実施し、かつ、学校にソーシャルワーカーおよび心理相談サービスを配置すること。
- c) 子どもたちの施設が適切な最低安全基準を守ることを保障するとともに、子どもたちに関わる不慮の死亡または重傷事案について、自動的に・独立し・かつ公的な検証を導入すること。
- d) 交通・学校・および家庭内の事故を予防するための的を射た処置を強化し、交通安全・安全および応急手当の提供・ならびに小児緊急ケアの拡大を保障する処置を含む適切な対応を保障すること。

子どもの意見の尊重

2 1. 2016 年の児童福祉法改正が子どもの意見の尊重に言及していること、および、家事事件手続法が諸手続における子どもの参加に関わる諸規定を統合していることには留意しながらも、委員会は、彼ら/彼女らに影響を及ぼすあらゆる事柄について自由に意見を表明する子どもの権利が尊重されていないことを依然として深刻に懸念する。

2 2. 意見を聴かれる子どもの権利についての一般意見 12 号(2009 年) を参照しながら、委員会は、締約国に対し、子どもへの脅迫および処罰を防止する安全策を講じつつ、意見をもてるいかなる子どもに対しても、年齢制限を設けることなく、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に意見を表明する権利を保障し、かつ、子どもの意見に相応の重要性が与えられることを保障するよう強く要求する。委員会はさらに、締約国が、意見を聴かれる権利を子どもが行使できる環境を提供し、そして、家庭・学校・代替的養護および保健医療の現場、子どもに関わる司法および行政手続・ならびに地域共同体において、環境問題を含むすべての関係ある問題に関し、すべての子どもが有意義に、かつ力を与えられながら参加することを積極的に促進するよう、勧告する。

D. 市民的権利および自由（第7条、第8条および第13～17条）

出生登録および国籍

23. 持続可能な開発目標のターゲット16.9に留意しつつ、委員会は、締約国に以下を勧告する：

- a) 両親の国籍を取得できない子どもたちに対しても出生時に自動的に国籍を付与するため国籍法第2条(3)の適用範囲を拡大することを検討するとともに、非正規移住者の子どもたちを含む締約国に暮らすすべての子どもたちが適正に登録され、かつ法律上の無国籍から保護されることを保障するため、国籍および市民権に関わるその他の法律を見直すこと。
- b) 亡命希望者である子どもたちのように、登録されていないすべての子どもたちが教育・保健・その他の社会サービスを受けられるよう保障するために、必要かつ前向きな処置をとること。
- c) 無国籍の子どもたちを正しく特定しかつ保護するため、無国籍を認定する手続を開発すること。
- d) 無国籍者の地位に関する1954年条約、および無国籍の削減に関する1961年条約の批准を検討すること。

E. 子どもたちに対する暴力(第19条、第24条(3)、第28条(2)、第34条、第37条(a)および第39条)

虐待、ネグレクトおよび性的搾取

24. 委員会は、性的虐待被害者のためのワンストップセンターを各都道府県に設置し、刑法改正(18歳未満を監護する者による性交および猥褻行為に関わる罪を新設した第179条)を歓迎する。しかしながら委員会は、あらゆる形態の暴力からの自由に対する子どもの権利についての委員会の一般的意見13号(2011年)を参照し、かつ持続可能な開発目標のターゲット16.2に留意しつつ、子どもたちへの暴力・性的虐待・および搾取が高い水準で発生していることを懸念し、締約国が、子どもたちに対するあらゆる形態の暴力の撤廃に優先的に取り組むこと、

かつ以下のことを勧告する：

(a) 学校におけるものも含む虐待および性的搾取の被害児を対象とし、被害児に特有のニーズについて訓練を受けた職員によって支えられる、通報・苦情申立ておよび紹介のための子どもにやさしい機構の設置を速やかに進めること。

(b) これらの事件を捜査し、かつ加害者を裁判にかける努力を強化すること。

(c) 性的搾取および虐待の被害児が汚名を着せられることと闘うための意識啓発活動を実施すること。

(d) 児童虐待を予防しこれと闘い、かつ被害児の回復と社会的再統合を図るための包括戦略を策定するために、子どもたちが関与する教育プログラムを強化すること。

体罰

25. 委員会は、学校における体罰が法律で禁じられていることに留意する。しかしながら、委員会は以下のことを深刻に懸念する：

(a) 学校における禁止が実効的に実行されていないこと。

(b) 家庭および代替的養育の現場における体罰が法律で全面的に禁じられていないこと。

(c) とくに民法および児童虐待防止法が適切な懲戒の使用を認めており、体罰の許容性については明確でないこと。

26. 委員会は、体罰に関する一般的意見8号(2006年)を参照しつつ、委員会の前回の総括的勧告(48段落)を想起し、締約国に対し、以下について強く要求する：

(a) 家庭、代替的養護および保育の現場ならびに刑事施設を含むあらゆる場面におけるあらゆる体罰を、いかに軽いものであっても、とくに児童虐待防止法および民法において、明示的かつ全面的に禁止すること。

(b) あらゆる現場で実際に体罰を解消するための措置を強化すること。これには、意識啓発広報活動の強化や、積極的で、非暴力的かつ参加型の形態の子育てと躰の推進を含む。

F. 家庭環境および代替的養護(第 5 条、第 9~11 条、第 18 条(1)および(2)、第 20~21 条、第 25 条ならびに第 27 条(4))

家庭環境

27. 委員会は、締約国が、適切な人的・技術的・財政的裏づけのもとで、以下につき必要なあらゆる処置をとるよう勧告する：

(a) 家族を支援し強化すること。これには、仕事と家庭生活との適切な均衡がとれるよう取り計らう等の手段を含む。十分な社会的援助・心理社会的支援・相談業務を、これらが必要な家族に供与し、もって子どもの遺棄および施設措置を予防すること。

(b) 外国籍の親を含めて、子どもの最善の利益に合致する場合には、子どもたちの共同監護権を許容するため離婚後の親子関係を規定する法律を改正するとともに、非同居親との個人的関係および直接の交流を維持する子どもの権利が定期的に行使できることを保障すること。

(c) 例えば子どもの扶養費に関するような家事紛争における裁判所命令の法執行力を強化すること。

(d) 子およびその他の親族の扶養費の国際的回収に関する 2007 年 11 月 23 日のハーグ条約、扶養義務の準拠法に関する 2007 年 11 月 23 日のハーグ議定書、および、親責任および子の保護措置に関する管轄権、準拠法、承認、執行および協力に関する 1996 年 10 月 19 日のハーグ条約の批准を検討すること。

家庭環境を奪われた子どもたち

28. 委員会は、家庭を基盤とする養育の原則を導入した 2016 年の児童福祉法改正、および、6 歳未満の子どもは施設に措置されるべきではないとする「新しい社会的養育ビジョン」(2017 年)の承認に留意する。しかしながら、委員会は以下について深刻に懸念する：

(a) 多数の子どもたちが家族から引き剥がされているとの報告があり、その引き剥がしは司法令状のないままですることができ、しかも児童相談所に最大 2 ヶ月間収容されることになること。

(b) 多数の子どもたちが、不適切な水準にあり、児童虐待の事案が報告

されており、しかも外部による監督と評価の機構がない施設にいぜんとして収容されていること。

(c) 児童相談所にはより多くの子どもたちを取り込もうとする強力な財政的インセンティブがあると伝えられていること。

(d) 里親に包括的な支援、適切な訓練と監督が与えられていないこと、

(e) 施設措置された子供たちが、その生みの親との接触を維持する権利を剥奪されていること。

(f) 児童相談所は、子供の生みの親がその子どもを引き剥がすことに反対した際、もしくは児相の措置に関する決定が児童の最善の利益に反するとき、家庭裁判所にその事案を申し立てるよう明確に指示されていないこと。

29. 子どもの代替的養護に関する指針（[国連]総会決議 64/142 参照）に対して締約国の注意を喚起しつつ、委員会は、締約国に対し、以下を強く要求する：

(a) 子どもが家族から引き剥がされるべきか否かの決定に際して、義務的司法審査を導入し、子どもの引き剥がしについて明確な基準を設定し、そして子どもたちを親から引き剥がすのは、それを保護するため必要で子供の最善の利益にかなっていないときに、子供とその親を聴聞したあと、最後の手段としてのみなされることを保障すること。

b) 明確な日程表をもとにした「新しい社会的養育ビジョン」の迅速かつ効果的な執行、6歳未満の子どもを手始めとする子どもの速やかな脱施設化および里親機関の設置を保障すること。

(c) 児童相談所において子どもたちを一時保護するやり方を廃止すること。

(d) 代替的養護の現場における子どもの虐待を予防し、これらの虐待について捜査を行ない、かつ虐待を行なった者を訴追すること、里親養育および児童相談所のような施設の状況における子どもの措置について独立した外部審査を定期的に行なうことを保障すること、ならびに、これらにおける養護の質について、子どもの不当な取扱いの通報・監視および是正のためすぐに使えて安全な通報先を提供する手段などによって、これを監視すること。

(e) 財源を施設から里親家族のような家族的環境に振り向け直すとともに、すべての里親家庭が包括的な支援・十分な研修および監視を受けることを確

保しながら、脱施設化を実行する自治体の能力を強化し、かつ同時に家庭を基盤とする養育体制を強化すること。

(f) 子どもの措置に関する実親の決定が子どもの最善の利益に反する場合には家庭裁判所に申立を行なうよう児童相談所に明確な指示を与えるため、里親委託ガイドラインを改正すること。

養子縁組

30. 委員会は、締約国に以下を勧告する：

(a) 養子となる子どもまたは保護者の直系卑属によるものを含むすべての養子縁組が裁判所による許可の対象とされ、かつ子どもの最善の利益にしたがって行なわれることを保障すること。

(b) 養子とされたすべての子どもを登記簿につけ、かつ国際養子縁組に関する中央当局を設置すること。

(c) 国際養子縁組についての子の保護および協力に関するハーグ第 33 号条約(1993 年) の批准を検討すること。

不法な移送および不返還

31. 委員会は、締約国が、子どもの不法な移送および不返還を予防しかつこれと闘い、国内法を国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年のハーグ条約と調和させ、かつ、子どもの返還および面会交流権に関する司法決定の適正かつ迅速な実施を確保するために、あらゆる必要な努力を行なうよう勧告する。委員会はさらに、締約国が、関連諸国、とくに締約国が監護または面会権に関する協定を締結している国々との対話および協議を強化するよう、勧告する。

I. 特別な保護処置(第 22 条、第 30 条、第 32~33 条、第 35~36 条、第 37 条(b)~(d)、第 38 条、第 39 条および第 40 条)

亡命希望、移住および難民の子どもたち

4 2. 国際移住という状況にある子どもたちの人権についての、すべての移住労働者およびその家族構成員の権利の保護に関する委員会の一般的意見 3 号および 4 号(2017 年) /子どもの権利委員会の一般的意見 22 号および 23 号(2017 年)の合併一般的意見を参照しつつ、委員会は、前回の最終見解(第 78 段落)を想起し、締約国に以下を勧告する：

(a) その子どもたちに関連するすべての決定において子どもの最善の利益が最重要に考慮され、かつノンルフールマン原則が堅持されることを確保すること。

(b) 亡命希望者である親が収容され子どもたちから分離されることを防止するための法的枠組みを確立すること。

(c) [保護者に]伴われていないか養育者から分離された亡命希望ないしは移民の子どもを収容を予防し、このような子どもたち全員を入管収容施設から直ちに解放することを保障し、かつこれらの子どもたちに居住場所、適切な養護および教育機会を提供するために、公式な機構設置等も通じた処置を直ちにとること。

(d) 亡命希望者および難民とくにその子どもたちに対するヘイトスピーチに対抗するための広報活動を展開すること。

売買、取引および誘拐

4 3. 委員会は、締約国に以下を勧告する：

(a) 子どもの人身売買の加害者を裁判にかけるための努力を強化し、子どもを人身売買の罪に対する処罰を強化し、かつ罰金をもって刑に代えることを認めないこと。

(b) 人身売買被害を受けた子どもが適正に特定され、かつ行政に紹介されることを確保するため、被害者の調査検討を強化すること。

(c) 人身売買被害を受けた子どもに対する、住む場所ならびに身体的・心理的回復およびリハビリテーションのための子どもにやさしい包括的な援助を含む、特別な養護と援助の資源を増加させること。

少年司法の運営

4 4. 委員会は、再犯防止推進計画（2017 年）に留意する。しかしながら、委員会は以下について深刻に懸念する：

- (a) 「刑事処罰に関する最低年齢」が 16 歳から 14 歳に引き下げられたこと。
- (b) 弁護人をつける権利が制度的に実施されていないこと。
- (c) 重罪を犯した 16 歳を超える子どもたちが成人刑事裁判所に送致されることがあること。
- (d) 14~16 歳の子どもが矯正施設に拘禁されることがあること。
- (e) 「虞犯」少年とされた子どもたちがその自由を剥奪される場合があること。

4 5. 子どもたちに終身刑が科されており、かつ、仮釈放までに必要な最低期間よりも相当長く拘禁されるのが一般的である。

4 6. 委員会は、締約国に対し、少年司法制度を条約ならびにその他の関連基準に全面的にのっとったものとするを強く要求する。とくに委員会は、前回の最終見解（85 段落）を想起し、締約国に対し、以下を強く要求する：

- (a) 子どもが罪を犯す根本的諸原因について研究し、予防処置を緊急に実行すること。
- (b) 「刑事処罰に関する最低年齢」をふたたび 16 歳に戻すことを再検討する情報とするため、2000 年以降の子どもの犯罪の傾向を研究すること。
- (c) 法律に抵触した子どもたちに対し、手続の早い段階で、かつ法的手続全体を通じて、有資格者による独立の立場からの法的援助の提供を保障すること。
- (d) いかなる子どもも成人刑事裁判所による審理の対象とされないことを保障するとともに、刑法上の罪に問われた子どもたちの事件において、司法前処理・保護観察・調停・カウンセリング・または地域奉仕活動など、非司法的処置の利用を増やし、かつ可能な場合にはいつでも、拘禁によらない刑を宣告すること。
- (e) （審判前および審判後の）自由の剥奪が、最後の手段としてかつ可能

なもっとも短い期間で用いられ、かつ、その取消しを視野に入れて定期的に再審査されることを保障し、とりわけ、

(i) 「虞犯」少年認定について見直し、かつこのような子どもたちの拘禁を止めること。

(ii) 子どもたちが行なった犯罪について、終身刑および不定期刑を用いることを見直し、かつ、もっとも短い適切な期間のあいだ拘禁されることを保障するために、特別な仮釈放制度を適用すること。

子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する選択議定書についての委員会の前回の最終見解以降の対応

47. 子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する選択議定書に基づく締約国報告書についての2010年の委員会の勧告(CRC/C/OPSC/JPN/CO/1)を実施するために締約国が行なった努力には評価の意とともに留意しながらも、委員会は、締約国に以下の勧告をする：

(a) 明示的に性的な活動に従事する子どもたち、または主として子どもたちと描かれている者の画像および表現、または性的目的で子どもたちの性的部位を描いたあらゆる表現の製造・配布・発信・提供・販売・アクセス・閲覧・所持を犯罪化すること。

(b) 「女子高生サービス」や児童エロチカのような、児童買春および子どもたちの性的搾取を促進しまたはこれにつながる商業活動を禁止すること。

(c) 加害者の責任および被害児童の救済を保障するため、オンラインおよびオフラインにおける子どもたちの売買、児童買春および児童ポルノに関連する犯罪を捜査し、訴追しかつ処罰するための努力を強めること。

(d) 性的虐待および搾取の被害児童に焦点を当てた質が高く統合的なケアおよび援助を提供するため、ワンストップ危機センターへの資金および支援を引き続き増やすこと。

(e) 生徒・親・教員・および養護に従事する者を対象とした、新たな技術に関連するリスクおよび安全なインターネットの利用に関する、広報活動も含む意識啓発プログラムを強化すること。

(f) 子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する特別報告者が行な

った勧告（A/HRC/31/58/Add.1、74 段落）を実行すること。

武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書についての委員会の前回の総括所見以降の対応

48. 武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書に基づく締約国報告書についての 2010 年の委員会の勧告（CRC/C/OPAC/JPN/CO/1）を実行するために締約国が行なった努力には評価の意とともに留意しながらも、委員会は、締約国が、選択議定書の諸規定に関する日本の自衛隊を対象とした研修を、とくに自衛隊が国連平和維持活動に参加する際に、引き続き強化するための具体的処置をとるよう勧告する。